

認定NPO法人はらっぱへの寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。優遇措置について大まかには次の通りです。*詳細はお気軽にお問い合わせください。

■個人が寄付される場合—税制優遇を受けるには確定申告が必要です。

☆所得税からの控除 下記の方式のうちどちらかメリットの大きい方を選択できます。

〈税額控除方式〉寄付金のうち、2,000 円を超える額の 40%が所得税から控除されます。その金額の所得税が還付されます。

※所得税額の 25%が限度です。

〈所得控除方式〉寄付金のうち、2,000 円を超える額が「所得」から控除されます。

※総所得額の 40%が限度です。☆住民税からの控除 確定申告をして下されば、住民税からの控除も自動的に行われます。兵庫県在住の方は県民税、西宮市在住の方は県民税に加えて、市民税の控除が受けられます。所得税の確定申告を提出しないで、住民税の寄附金税額控除の適応のみを受けようとする場合は、「市町村民税・都道府県民税 寄附金税額控除申告書」と領収書を、寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在お住まいの市区町村へ申告していただく必要があります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

☆相続・遺贈によるご寄附非課税の対象にもなります。詳しくはお問い合わせください。

■法人が寄付される場合—法人の認定 NPO 法人はらっぱへのご寄付は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

※1 認定 NPO 法人の場合は特定非営利活動に係る事業に関連する寄付に限ります。

※2 寄付金の額は、他の認定 NPO 法人や公益財団法人等(特定公益増進法人)に対する寄付金の額と合わせて計算されます。

◆一般寄付金の損金算入限度額 普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。 $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

◆特別損金算入限度額 普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。 $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

※3 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なります。領収書の発行について寄付金控除等の税制優遇を受ける場合は、当法人が発行する領収書と確定申告(個人の場合)が必要となります。大切に保管して下さい。

※領収書の再発行は行えません。ご了承下さい。